第２表

事業報酬総括表　（単位：千円）

項目			金額（第４条第２項第１号関係）	金額（第４条第２項第２号関係）	備考
レートベース	特定固定資産				
	建設中の資産				
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定				
	核燃料資産				
	特定投資				
	運転資本	営業資本			
		貯蔵品			
		小計			
	繰延償却資産				
（A）：レートベースの額の合計額					
（B）：報酬率（%）					電気事業報酬額
（C）：（A）×（B）			①	②	①－②：

原価算定期間を、　年　月から　年　月までの　年として算定した。

第３表

事業報酬総括表　（単位：千円）

項目			金額（第４条第３項第１号関係）	金額（第４条第３項第２号関係）	金額（第４条第３項第３号のうち事業者のレートベースの額）	備考
レートベース	特定固定資産					
	建設中の資産					
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定					
	核燃料資産					
	特定投資					
	運転資本	営業資本				
		貯蔵品				
		小計				
	繰延償却資産					
（A）：レートベースの額の合計額			①	②	③	
（B）：報酬率（%）					電気事業報酬額※	※（④－⑤）×（③／（①－②））
（C）：（A）×（B）			④	⑤		

原価算定期間を、　年　月から　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

第４条第３項第２号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、算定省令第９条第２項又は旧託送料金算定規則第５条第２項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ（A）、（B）、（C）に記載すること。

第４表

控除収益総括表　（単位：千円）

項目	金額	備考
他社販売電源料		
託送収益	（　）	
電気事業雑収益		
預金利息		
賠償負担金相当収益		
廃炉円滑化負担金相当収益		
合計		

原価算定期間を、　年　月から　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

1　他社販売電源料の販売電力量（10^6kWh）を、備考欄に記載すること。

2　託送収益の（　）内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

注　1　該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

2　記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

3　火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

様式第２（第３条、第４条、第５条関係）

第１表

営業費明細表　（単位：千円）

項目	年度	原価算定期間計	備考
役員給与			
給料手当			
給料手当振替額（貸方）			
退職給与金			
厚生費			
委託検針費			
委託集金費			
雑給			
燃料費			
使用済燃料再処理等拠出金発電費			
廃棄物処理費			
特定放射性廃棄物処分費			
消耗品費			
修繕費			
水利使用料			
補償費			
賃借料			
委託費			
損害保険料			
原子力損害賠償資金補助法一般負担金			
原賠・廃炉等支援機構一般負担金			
普及開発関係費			
養成費			
研究費			
諸費	<　><　>	<　><　>	
貸倒損			
固定資産税			
雑税			
減価償却費			
固定資産除却費			
原子力発電施設解体費			
共有設備費等分担額			
共有設備費等分担額(貸方)			
他社購入電源費	（　）	（　）	
非化石証書購入費			
建設分担関連費振替額（貸方）			
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)			
原子力廃止関連仮勘定償却費			
電源開発促進税			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定（貸方）			
株式交付費			
株式交付費償却			
社債発行費			
社債発行費償却			
法人税等			
合計			

原価算定期間を、　年　月から　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

1　原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月１日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること(以下この様式において同じ。)。

2　諸費の上段＜　＞内には寄付金に係る費用を、下段＜　＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

3　他社購入電源費の（　）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。